

市町村における空き家対策関連の補助制度一覧表【R8.4.1現在】

		空き家関連代表窓口		空き家関連補助制度						空き家バンク	空き家バンク 登録奨励金
				空き家所有者向け			空き家利用者向け		その他		
		所管部署	電話番号	除却	家財処分	空き家リフォーム	家財処分	空き家リフォーム			
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	○	○			○	○	○	
2	富士吉田市	都市政策課	0555-22-1111 (内線288)	○				○		○	
3	都留市	地域環境課	0554-43-1111 (内線172)	○		○		○	○	○	
4	山梨市	地域資源開発課	0553-22-1111 (内線2374)	○		○		○		○	○
5	大月市	市民課	0554-23-8023	○						○	
6	韮崎市	移住定住促進課	0551-45-9159	○	○	○	○	○	○	○	○
7	南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	○	○	○	○	○	○	○	
8	北社市	土地政策課	0551-42-1361		○	○		○		○	
9	甲斐市	建築住宅課	055-268-2336	○		○		○		○	
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	○	○	○	○	○	○	○	
11	上野原市	生活環境課	0554-62-3114	○	○	○	○	○		○	
12	甲州市	都市整備課	0553-32-5072	○	○					○	
13	中央市	建設課	055-274-8553	○	○	○	○	○		○	
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	○	○	○	○	○		○	
15	早川町	まちづくり政策課	0556-45-2513	○		○		○			
16	身延町	建設課	0556-42-4808	○						○	
17	南部町	企画課	0556-66-3402		○	○		○		○	
18	富士川町	防災交通課	0556-22-7218	○				○		○	
19	昭和町	都市整備課	055-275-8413	○						○	
20	道志村	産業振興課	0554-52-2114							○	○
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121		○	○		○		○	
22	忍野村	建設課	0555-84-7793								
23	山中湖村	村土整備課	0555-62-9975							○	
24	鳴沢村	企画課	0555-85-2312	○	○		○	○	○	○	○
25	富士河口湖町	都市整備課	0555-72-1976			○		○		○	○
26	小菅村	源流振興課	0428-87-0111	○	○	○	○	○			
27	丹波山村	振興課	0428-88-0211	○		○		○		○	

市町村における空き家の除却補助制度一覧表【R8.4.1現在】

	除却補助制度						
	問い合わせ窓口		根拠要綱等	制度概要	補助要件(※)		補助率等(※)
	所管部署	電話番号			対象物件	補助対象経費	
1 甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市特定空家等除却費助成金交付要綱	市が認定した特定空家等を対象に、除却工事費等に助成金を交付するもの	特定空家等	・除却工事費 ・廃材の運搬費及び処分費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
			甲府市空き家バンク活用促進助成金交付要綱	空き家バンク登録物件の売却に伴う解体工事に対し補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件	・除却工事費	・補助率:1/2 ・限度額:80万円
2 富士吉田市	都市政策課	0555-22-1111 (内線288)	富士吉田市特定空家等除却費補助金交付要綱	市が認定した特定空家等を対象に、除却工事費等に助成金を交付するもの	特定空家等	・除却工事費 ・廃材の運搬費及び処分費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
			富士吉田市老朽化空家除却費補助金交付要綱	市が認める老朽化空家を対象に、除却工事費等に助成金を交付するもの	老朽化空家	・除却工事費 ・廃材の運搬費及び処分費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
3 都留市	地域環境課	0554-43-1111 (内線171)	都留市空家等地域活性化拠点整備事業補助金交付要綱	市が認める老朽空き家等を対象に、除却後の跡地を地域活性化のために活用する目的で行う除却工事費等に補助金を交付するもの	老朽空き家など	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:4/5 ・限度額:200万円
	地域環境課	0554-43-1111 (内線171・172)	都留市不良空家等解体事業費補助金交付要綱	空き家の解体工事費に補助金を交付するもの	不良住宅	・解体に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額60万円
4 山梨市	地域資源開発課	0553-22-1111 (内線2374)	山梨市空き家解体工事補助金交付要綱	空き家バンク登録物件のうち、売買契約が伴っている解体工事(売主又は買主)に対し補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件	・解体、撤去及び処分 に要する経費(総額100万円以上)	・定額:20万円
5 大月市	市民課	0554-23-8023	大月市空き家解体に伴う跡地活用事業補助金交付要綱	空き家解体の促進・跡地の利活用促進を図るため、空き家の解体に要する経費に補助金を交付するもの	空き家	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
6 韮崎市	移住定住促進課	0551-45-9159	韮崎市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンク登録物件のうち、売買契約締結後に解体工事を行う場合、これに要した費用への補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件のうち、売買契約締結後1年以内の物件	・市内の施工業者 ・居住部分に係る解体 および除去工事費用 ・20万円以上の経費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
7 南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	南アルプス市住宅リフォーム等総合支援事業費補助金交付要綱	空き家の除却工事費に補助金を交付するもの	空き家	・除却工事費	・定額:10万円
9 甲斐市	建築住宅課	055-268-2336	甲斐市空家等除却費補助金交付要綱	市が認める空家等を対象に、除却工事費に補助金を交付するもの	不良住宅	・除却工事費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
10 笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空家等解体費補助金交付要綱	市が認める空家の除却工事費に補助金を交付するもの	旧耐震基準の住宅又は住宅地区改良法に規定する不良住宅(特定空家は対象外)	・市内の施工業者 ・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
11 上野原市	生活環境課	0554-62-3114	上野原市空家等除却費補助金交付要綱	市が認める空家の除却工事に補助金を交付するもの	不良住宅	・除却工事費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
12 甲州市	都市整備課	0553-32-5072	甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱	解体を要件に売買契約が締結された空き家バンク登録物件の解体工事(売主)に対し補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件	・解体・撤去工事に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
13 中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク物件解体工事補助金交付要綱	空き家バンク登録物件のうち、売買契約が伴っている解体工事(買主)に対し補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件	・解体、撤去及び処分 に要する経費(総額100万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
14 市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町危険空家等除却費補助金交付要綱	町が指定する危険空家や老朽空家を対象に、除却工事費等に補助金を交付するもの	危険空家、老朽空家	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円 (危険空家)/10万円(老朽空家)
15 早川町	まちづくり政策課	0556-45-2513	早川町空家等解体費補助金交付要綱	空き家の除却工事費に補助金を交付するもの	1年以上空き家	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
16 身延町	建設課	0556-42-4808	身延町危険空家等解体費補助金交付要綱	町が指定する危険空家を対象に、除却工事費等に補助金を交付するもの	危険空家	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
18 富士川町	都市整備課	0556-22-7214	富士川町空き家解体費補助金交付要綱	町が指定する危険空家を対象に、除却工事費等に補助金を交付するもの	危険空家など	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
19 昭和町	都市整備課	055-275-8413	昭和町空家等除却費補助金交付要綱	町が認める空家等を対象に、除却工事費に補助金を交付するもの	不良住宅	・除却工事費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
24 鳴沢村	企画課	0555-85-2312	鳴沢村老朽空家除却事業費補助金交付要綱	村が認める老朽空家等を対象に、除却工事費に補助金を交付するもの	老朽空家など	・補助対象工事に要する経費	・補助率2/3 ・限度額:100万円
26 小菅村	源流振興課	0428-87-0111	小菅村老朽空家解体撤去補助金交付要綱	老朽空家の解体・撤去工事費に補助金を交付するもの	1年以上使用されていない老朽空家など	・解体・撤去工事に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
27 丹波山村	振興課	0428-88-0211	丹波山村空き家解体事業補助金交付要綱	空き家の解体撤去に補助金を交付するもの	空き家	・解体、撤去及び処分 に要する経費(総額100万円以上)	・定額:50万円

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家の家財処分補助制度一覧表【R8.4.1現在】

		家財処分補助制度								
		問い合わせ窓口		根拠要綱等	制度概要	補助対象者		補助要件(※)		補助率等(※)
		所管部署	電話番号			所有者	利用者	対象物件	補助対象経費	
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク活用促進助成金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件のうち、所有者(売り主)=売買契約後6か月以内のもの	・家財道具の処分費	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
6	韭崎市	移住定住促進課	0551-45-9159	韭崎市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
7	南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の家財道具等の片付け費用に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・家財道具等の片付けに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
8	北杜市	土地政策課	0551-42-1361	北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃を行う場合に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件所有者=登録後2年以内	・家財道具の処分費及び当該処分に伴う清掃費(総額5万円以上)	所有者 ・補助率:2/3 ・限度額:100万円
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買若しくは賃貸借契約後1年以内のもの又は売買若しくは賃貸借契約の予定があるもので所有者等の同意を得ているもの	・家財道具の処分費	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
11	上野原市	政策秘書課	0554-62-3191	上野原市空き家・空き店舗バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家・空き店舗バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家・空き店舗バンク登録物件のうち、登録又は賃貸借契約後1年以内のもの(売買物件は除く)	・家財道具の処分費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
12	甲州市	都市整備課	0553-32-5072	甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費及び住宅の清掃費に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件	・家財道具の処分費 ・住宅の清掃費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
13	中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク物件リフォーム等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に対して補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、所有者=登録後1年以内、利用者=売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:5万円
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町「空き家バンク」登録・活用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費(総額1万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
17	南部町	企画課	0556-66-3402	南部町空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件	・家財道具の処分費(総額1万円以上)	・補助率:全額 ・限度額:10万円
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121	西桂町空き家家財道具処分等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費	・補助率:全額 ・限度額:10万円
24	鳴沢村	企画課	0555-85-2312	鳴沢村空き家・空地バンク利用促進事業補助金実施要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家・空地バンク登録物件	・家財道具の処分費	・補助率:2/3 ・限度額:10万円
26	小菅村	源流振興課	0428-87-0111	小菅村空き家改修等補助金交付要綱	登録された空き家に残置されたゴミの処分費に補助金を交付するもの	○	○	登録された空き家	・ゴミ処分費	・補助率:1/2 ・限度額:10万円

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家リフォーム補助制度一覧表【R8.4.1現在】

		空き家リフォーム補助制度									
		問い合わせ窓口		視覚要綱等	制度概要	補助対象者		補助要件(※)		補助対象経費	補助率等(※)
		所管部署	電話番号			所有者	利用者	対象物件	補助対象経費		
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク活用促進助成金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の買主が、自身の居住のために行うリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、利用者(買主)=売買契約後6か月以内のもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/3 ・限度額 通常:30万円 ・物件が居住誘導区域内、又は買主が子育て世帯・新婚世帯・市外からの移住世帯(以下「子育て世帯等」):40万円 ・物件が「まちなかエリア内、又は物件が居住誘導区域内かつ買主が子育て世帯等」:50万円	
				甲府市地域活性化施設整備費補助金交付要綱	空き家を活用して、地域コミュニティの活性化や子育て支援など地域の交流拠点として改修を行う工事費に補助金を交付するもの	○	○	空家法の空家等	・リフォームに要する費用	・補助率:2/3 ・限度額:200万円(耐震補強工事は100万円を加算)	
2	富士吉田市	ふるさと魅力推進課	0555-22-1111 (内線296)	富士吉田市定住促進奨励金交付要綱(中古物件改修支援奨励金)	空き家・空き店舗/バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円	
				都留市空き家バンク活用事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円	
3	都留市	企画課	0554-43-1111 (内線242)	都留市空き家バンク活用事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円	
				地域環境課	リフォーム後の家屋及びその敷地を地域活性化のために活用する目的で行うリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家のうち、賃貸借又は使用貸借契約が成立したもの	・リフォームに要する費用	・補助率:2/3 ・限度額:150万円	
4	山梨市	商工労政課	0553-22-1111 (内線2362)	山梨市住宅リフォーム補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約が成立したもの	・リフォームに要する費用(総額10万円以上)	・補助率:1/10 ・限度額:15万円	
6	韮崎市	移住定住促進課	0551-45-9159	韮崎市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用(総額20万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:100万円	
7	南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円	
8	北北州市	土地政策課	0551-42-1361	北北州市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の住宅としての機能回復を図るための修繕又は取替に係る工事に補助金を交付するもの。(建物の主要構造部の修繕工事、設備関係の改修工事等)		○	空き家バンク登録物件所有者=リフォーム補助は登録後1年以内、家財処分補助は登録後2年以内 利用者=売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	建物の主要構造部の修繕や設備関係の改修に係る費用等(総額5万円以上)	所有者 ・補助率:2/3 ・限度額:150万円 購入者・借受者 ・補助率:2/3 ・限度額:100万円(所有者の家財処分事業と合算して)	
				甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に対して補助金を交付するもの		○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用(総額20万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、売買若しくは賃貸借契約後1年以内のもの又は売主若しくは賃貸借契約の予定があるもので所有者等の同意を得ているもの	・市内の施工業者に発注するリフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円	
11	上野原市	政策秘書課	0554-62-3191	上野原市空き家・空き店舗/バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家・空き店舗/バンクに登録された物件のリフォーム工事費及び残置物処理費に補助金を交付するもの		○	空き家・空き店舗/バンク登録物件のうち登録又は賃貸借契約後1年以内のもの(売買物件は除く)	・リフォーム及び残置物処理に要する費用(リフォーム:総額20万円以上、残置物処理:総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:40万円(リフォーム)10万円(残置物処理)	
13	中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク物件リフォーム等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に対して補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用(総額20万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:20万円	
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用(総額10万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:100万円	
15	早川町	総務課	0556-45-2513	早川町移住者住宅改修費用補助金交付要綱	賃貸用の空き家で移住者との賃貸借契約が締結された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	賃貸用の空き家で移住者との賃貸借契約が成立したもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円	
17	南部町	企画課	0556-66-3402	南部町地域経済活性化対策支援補助金交付要綱	住宅(空き家を含む)のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家(居住用に限る)	・リフォームに要する費用(施工費30万円/件以上、建築資材購入費10万円/件以上)	・補助率:1/5 ・限度額:10万円 ※商品券による	
				企画課	0556-66-3402	南部町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用
18	富士川町	政策秘書課	0556-22-7216	富士川町空き家等改修費補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:25万円	
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121	西桂町移住促進住宅リフォーム工事補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:10万円	
24	鳴沢村	企画課	0555-85-2312	鳴沢村空家・空地バンク活用促進事業補助金実施要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空家・空地バンク登録物件	リフォームに要する経費	・補助率:2/3 ・限度額:100万円	
25	富士河口湖町	政策企画課	0555-72-1129	富士河口湖町移住促進住宅リフォーム工事補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用(総額10万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:20万円	
26	小菅村	源流振興課	0428-87-0111	小菅村空き家改修等補助金交付要綱	登録された空き家のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	登録された空き家	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円(ごみ処分費は10万円)	
27	丹波山村	振興課	0428-88-0211	丹波山村空き家バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円	

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家のその他の補助制度一覧表【R8.4.1現在】

	その他の補助制度						
	問い合わせ窓口		根拠要綱等	制度概要	補助要件(※)		補助率等(※)
	所管部署	電話番号			対象物件	補助対象経費	
1 甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク活用促進助成金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の売買契約に係る各種費用に補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件のうち、所有者(売り主)＝売買契約後6か月以内のもの	空き家バンク登録物件の売買契約に係る各種経費 ・所有権移転登記費用 ・不動産売買仲介手数料など	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
3 都留市	企画課	0554-43-1111 (内線242)	都留市空き家バンク利活用事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の取得費に補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件のうち、売買契約をしたもの	・取得に要する費用	・補助率:移住者1/2、その他1/4 ・限度額:30万円【移住者加算】40歳未満夫婦(+10万円)、中学生以下(+10万円×人数)
6 韭崎市	移住定住促進課	0551-45-9159	韭崎市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンクに係る登録者支援としての登記費用等への補助や成約者支援としての仲介手数料等への補助を行うもの	空き家バンク登録申し込み物件 空き家バンク登録物件	【登録者】各種登記手数料や登記業務委託料(総額5万円以上) 【成約者】仲介手数料や引越費用(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
7 南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに係る登録者支援としての登記費用等への補助事業	空き家バンク登録物件	【登録者】各種登記手数料や登記業務委託料(限度額5万円)	・補助率:1/2 ・限度額:5万円
10 笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の敷地内の樹木伐採及び売買又は賃貸契約契約に係る各種費用に補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件のうち、売買若しくは賃貸借契約後1年以内のもの又は売買若しくは賃貸借契約の予定があるもので所有者等の同意を得ているもの	空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借契約に伴い生じる各種経費 ・敷地内樹木の伐採、運搬及び処理 ・不動産の仲介手数料 ・所有権移転登記費用 ・引越し費用	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
24 鳴沢村	企画課	0555-85-2312	鳴沢村空家・空地バンク利用促進事業補助金実施要綱	空き家バンクに係る登録者支援としての登記費用等への補助や成約者支援としての仲介手数料等への補助を行うもの	空き家バンク登録申し込み物件 空き家バンク登録物件	【登録者】各種登記手数料や登記業務委託料(総額5万円以上) 【成約者】仲介手数料や引越費用(総額5万円以上)	・補助率:2/3 ・限度額:10万円

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家バンク制度と空き家バンク登録奨励金制度(所有者向け)一覧表【R8.4.1現在】

	空き家バンク			空き家バンク登録奨励金制度(所有者向け)	
	問い合わせ窓口		名称	奨励金	
	所管部署	電話番号			
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク制度	-
2	富士吉田市	ふるさと魅力推進課	0555-22-1111 (内線296)	空き家・空き店舗バンク	-
3	都留市	企画課	0554-43-1111 (内線242)	都留市空き家バンク	-
4	山梨市	地域資源開発課	0553-22-1111 (内線2375)	山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」	空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借が成約した場合:30万円
5	大月市	企画財政課	0554-23-5011	大月市空き家バンク	-
6	韭崎市	移住定住促進課	0551-45-9159	韭崎市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンク登録物件の売買成約時祝金:一律10万円
7	南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	南アルプス市空き家バンク	-
8	北杜市	土地政策課	0551-42-1361	北杜市空き家情報登録制度「空き家バンク」	-
9	甲斐市	建築住宅課	055-268-2336	甲斐市空き家バンク制度	-
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空き家バンク	-
11	上野原市	政策秘書課	0554-62-3191	上野原市空き家・空き店舗バンク制度	-
12	甲州市	地域創生推進室	0553-32-5037	甲州市空き家情報バンク制度	-
13	中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク	-
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町空き家情報登録制度「空き家バンク」	-
16	身延町	企画政策課	0556-42-4801	身延町空き家バンク制度	-
17	南部町	企画課	0556-66-3402	南部町空き家バンク制度	-
18	富士川町	政策秘書課	0556-22-7216	富士川町空き家バンク	-
		産業振興課	0556-22-7202	空き店舗バンク	-
19	昭和町	都市整備課	055-275-8413	昭和町空き家バンク	-
20	道志村	ふるさと振興課	0554-52-2115	道志村空き家バンク	空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借が成約した場合:3万円
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121	西桂町空家・空地バンク	-
23	山中湖村	村未来政策課	0555-62-9971	山中湖村空き家・空き店舗バンク制度	-
24	鳴沢村	企画課	0555-85-2312	鳴沢村空家・空地バンク	空家・空地バンク登録物件の売買契約が成約した場合:10万円
25	富士河口湖町	政策企画課	0555-72-1129	富士河口湖町空き家情報	空き家バンク登録物件に移住が完了した場合(賃貸借):10万円
27	丹波山村	振興課	0428-88-0211	丹波山村空き家バンク	-

※詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。